

## 障害児者の短期入所に関する提言書

平成 25 年 10 月 大津市障害者自立支援協議会 居住支援部会 ショートステイ連絡会

大津市内における障害児者の短期入所事業は、家族の介護負担軽減のための利用や緊急時の利用はもとより、障害児者が自立にむけて様々な社会経験を積む場所として日々活用されています。

近年、短期入所事業利用に対するニーズが拡大しつつあり、市内 3 カ所の事業所（ステップ広場ガール 15 床・伊香立の杜 10 床・むくの木 10 床）が常に満床もしくは定員超過といった状態が続いています。さらに、他圏域の資源不足から、市外の利用者が大津市の各事業所を利用する状況がみられています。

特に、行動障害を呈する方、重介護・手厚い介護を必要とする方の利用については、環境整備・職員配置ともに限界があり、利用希望に十分こたえられない状況が続いています。

こうした状況を打破するため、ショートステイ連絡会において担当者が集まり、検討を重ねてきました。今回、大津市内に住む障害児者にとってより利用しやすい短期入所事業を展開していくため、下記のとおり提言をいたします。

### 記

#### 1. 新たな短期入所事業所の創設

##### ・児童の利用について

児童が利用できる短期入所事業所は県内には近江学園のみであり、遠方であること、空床型であることから、市内短期入所事業所にニーズが集中している状態です。主に児童を対象にした新たな事業所の創設が求められます。

##### ・生活介護事業所等の短期入所事業への参入について

彦根市では、生活介護事業所が実施する単独型短期入所事業において手厚い支援（1 対 1 等）を必要とする方が利用する際、市独自の加算制度が設けられています。（介護給付費と同等額を市が単独で加算。）同様の制度が大津市においても設置されれば、既存の事業所以外の短期入所事業への参入が期待できます。

新たな短期入所事業所の創設がすぐには難しい場合でも、手厚い支援を必要とする方に対する加算制度が設置されれば、利用希望にこたえることが可能となっていきます。

#### 2. 居宅介護の支援計画に基づく柔軟な利用と短期入所事業所の場所提供の拡大

- ・手厚い介護を必要としかつ宿泊を希望する利用者に対して、短期入所事業所の場所を提供した身体介護や行動援護・重度訪問介護の利用が拡がれば、宿泊ニーズへの対応が可能となります。
- ・行動障害を呈する方の利用について、短期入所事業所の場所を提供しヘルパー派遣により宿泊を実施した事例があり、有効に機能したことがあります。

#### 3. 環境整備や増室への補助

- ・行動障害を呈する方の利用の場合、空間の整備等が必要であり、他利用者の利用制限および調整が必要となります。自傷やてんかん発作等の転倒に対応できるクッション材を整備した部屋、センサーマットの設置等の環境整備や、必要な空間の増室について補助制度が必要です。

以上

参考： 1 ショートステイ事業所における、加配職員の配置状況（平成 25 年 8 月現在）

##### ○ 重症心身障害・てんかん発作・重介護のため職員を独自に加配

→月間のべ 75 日 ・夜間含め 1 対 1 の支援が必要な方 利用者数 2 人×複数日

・就寝時以外は 1 対 1 の支援が必要な方 利用者数 2 人×複数日

・食事、入浴時のみ 1 対 1 の支援が必要な方 利用者数 11 人×複数日

##### ○ 行動障害を呈する方の利用のため 環境整備・人数制限・加配をしている人

→月間のべ 22 日 （利用者数 6 人）